

柔道界から **パワハラ** をなくそう



1. パンフレット作成の目的

「パワハラ」とは、「パワーハラスメント」の略称ですが、ある環境において、活動上、立場や地位、人間関係の優位性を利用して、相手に肉体的かつ精神的な苦痛を与える行為のことを意味します。パワハラの実態を定めた法律や、パワハラを規制する法律は存在しません。しかし、近年職場におけるいじめやパワハラは社会問題化し、スポーツ界、柔道界においても対処すべき重要な課題となっています。

そこで、柔道界におけるパワハラの問題に対処することを目的として、このたびパンフレットを作成しました。厚生労働省のパワハラの種類を参考に、柔道界におけるパワハラの実例を拾い集めてみました。このパンフレットが、柔道関係者全員にとって、改めてこの問題を考え直すきっかけとなれば幸いです。

2. 柔道界におけるパワハラの実態

厚生労働省のパワハラの実態に当てはめてみると、柔道界におけるパワハラは、次のように説明することができます。

- 同じ所属（連盟・協会・柔道クラブ・道場）で活動する者に対して、活動上の地位や人間関係などの優位性を背景に、それぞれの役割における適正な範囲を超えて、肉体的・精神的苦痛を与える行為、または活動環境を悪化させる行為。

また、「活動上の地位や人間関係などの優位性」とは、以下の中で生じます。

- ①連盟・協会等の役員とメンバーとの関係性
- ②指導者（コーチ、監督）と選手との関係性
- ③部活動における顧問と部員との関係性
- ④クラブ・道場内の先輩後輩の関係性

3. 「指導者と選手」の関係性を問い直す



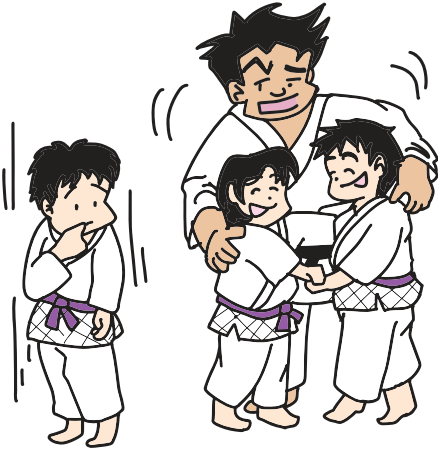
体罰・暴力的指導やセクシャル・ハラスメントといったハラスメント、そしてパワハラが生じる根本的な原因として、相手との不健全かつ不適切な関係性があります。

- 指導者と選手は、「教える者」と「教えられる者」という立場の違いはありますが、人間としては対等です。

指導者は、指導スキルや知識、経験などを含め、役割においては権威性（優越性）を有していますが、その健全かつ適切な使用が求められています。相手を自立した人格として尊重する態度はつねに指導者側に求められる責務であることを自覚しましょう。

このパンフレットを通して、是非、今一度選手との関係を見つめ直してみてください。

柔道界におけるパワー

分類	内 容
<p>① 身体への攻撃</p>	<p>暴行・傷害を発生させる行為 必要以上に強く投げたり、マイッタをしても絞め技などやめない行為も含まれる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・練習を休みがちな生徒に対し、顧問自らが乱取りの相手となり強く投げたり、覆いかぶさり絞め技を施して圧迫した。生徒が「参った」をしても簡単には離さず、長時間乱取りを続けた。(結果、急性硬膜下血腫等の重大事故に繋がることもある) ・生徒が絞め技・関節技に弱いことを懸念した指導者が、「自分たちもこの厳しさを乗り越えて強くなった」という信念で、乱取り稽古中に何度も生徒を絞め技で失神させた。 ・保護者から「厳しく指導してほしい」と頼まれている事を盾に指導者が、試合で負けた生徒の頭を叩き、ビンタをした。 ・日頃から指導に従わない長髪の生徒が練習に遅刻したので、「遅刻の罰」と称して、みんなの前で頭を坊主刈りにした。  <p>「参った」をしても離さない</p>
<p>② 精神的な攻撃</p>	<p>脅迫・名誉棄損・侮辱・暴言・ひどい叱責 人格を否定するような精神的ダメージを与える言葉や、怒鳴る行為も含まれる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試合に負けて応援席に戻ってきた選手に対し、指導者が公衆の面前で、丸めたプログラムで選手の頭を叩きながら、「何やってんだ、コラァ!」、「お前のせいで負けたんだ」、「みんなに謝れ」等、執拗に暴言を繰り返した。 ・ある指導者は日頃から周囲に対し、「世の中の風潮がどうなろうと、うちの道場は必要な体罰は行う」と公言している。 ・1年生の選手が無断で練習を休んだ。指導者が“連帯責任”という名目で、1年生全員に交代で寮の昼間の電話当番を強制したため、1年生の選手たちは、学生の本分である授業に出ることが出来なくなった。 ・選手が乱取をしていると、指導者が組んでいる相手を変更させる。誰とも練習できない。アドバイスを求めても「お前にはしない」と言われる。挨拶しても無視する。  <p>暴言・ひどい叱責</p>
<p>③ 人間関係の切り離し</p>	<p>隔離・仲間外し・口をきかない等の行為 道場内での無視や、練習相手をしないなどの行為も含まれる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ある道場で指導者が言うことをきかない一人の道場生だけに、元立ち(基立ち)をさせないような“指導”をしたため、その子は周りからも浮いた存在となり、徐々に道場での居場所がなくなり、とうとう柔道をやめてしまった。 ・ある学校の柔道部で、先生から急な連絡を受けた上級生がその日の練習場所と練習時間の変更を、日頃仲の悪い一部の下級生にだけわざと連絡をしなかった。(他競技の例) ・ある指導者が選手に対し、「俺の前でよく練習ができるな」、「あんな身勝手な奴とは練習をするな」等の理不尽な発言を繰り返し、選手を孤立させた。  <p>仲間外しして、孤立させる</p>

ハラ (最近の主な実例)

分類	内 容
<p>④ 過大な要求</p>	<p>活動上明らかに不要なことや実行不可能なことを要求すること 非合理的で不健全なトレーニングや稽古を強制させることも含まれる</p> <ul style="list-style-type: none"> ある指導者は、試合で負けると人が変わったように不機嫌になり、次の練習時に、腕立て伏せ千回、スクワット千回、打ち込み千回、乱取り2時間等の、過激な練習をさせるので、生徒や保護者は怪我をしないかとても不安だが、怖くて言いだせない。 ある指導者は、なかなか技の要領を覚えられない生徒に対していらだちを隠せず、「何故こんな簡単なことができないんだ」「ろくに柔道の稽古ができないやつは、グランドでも走れ」とつきはなし、夏の暑い日に2時間もほったらかしでランニングを続けさせた為、熱中症になるところだった。  <p>意味のない過度な練習</p>
<p>⑤ 過小な要求</p>	<p>活動上の合理性なく、程度の低いことをさせる、活動をさせない等の行為 たとえば、合理的な理由なく1人だけ異なる稽古を強制したり、稽古をさせないなどの行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ある指導者は、覚えの悪い生徒を見限り、「お前は乱取りをしなくていい。じゃまだ」と、まともに相手をしない。 反抗的な道場生に対し、みんなが見ている前で「俺の言うことが聞けないなら、道場から出ていけ」と追い出したきり、その後何のフォローもしなかった。(その子は別の道場に移ろうとしたが、移籍を妨害された。) 新しく来た指導者は、生徒が少しでも疲れた様子を見せると、口癖のように「やる気がないなら隅で立っとな」とか、「正座でもしてる」と冷たく言い放つので、せっかく柔道を習いたくて道場に来ている子供たちはだんだんとやる気をなくしている。  <p>正座を強要し、練習させない</p>
<p>⑥ プライバシーの侵害</p>	<p>私的事項に過度に立ち入ること 家族関係や恋人の有無、休日の予定を尋ねるなど、私的領域に踏み込むような行為も含まれる</p> <ul style="list-style-type: none"> ある指導者は、柔道の指導とはまったく関係ないはずなのに、必ず親の職業を聞きだし、職によっては自分に便宜を図るように仕向けさせるので評判が悪い。先日も、生徒の親が焼肉屋をやっていると知り、コーチ仲間大勢で押しかけ、大量飲酒飲食した上、「日頃子供がお世話になっている”親の弱みにつけこんで、暗に無償提供をほめかした。 ある先輩が、高校柔道部の強い上下関係を利用して、新入生のプライバシー（恋人、家族関係など）に立ち入ってくるので、後輩たちは皆まいてる。しかし、先輩の柔道の実力はすごいし、柔道はやめたくないの、監督に相談することもできない。  <p>また、先生から LINE 来たよ</p>

柔道の真の目的は「人間教育」



●柔道 MIND 活動のねらいを、今一度考えてみましょう。



嘉納治五郎遺訓より

柔道は心身の力を最も有効に使用する道である。その修行は、攻撃防御の練習に由って身体精神を鍛錬修養し、斯道の真髓を体得する事である。そうして是に由って己を完成し世を補益するが、柔道修行の究竟の目的である。

【解説】嘉納師範は、柔道修行の目的は、攻撃・防御の練習によって身体を鍛錬して強健にし、精神の修養につとめて人格の完成をはかり、社会に貢献することであると示されています。

困った時はご相談ください

万が一、パワハラや性被害の被害者となってしまった場合には、まず心から信頼できる第三者に相談し、都道府県柔道連盟、全日本柔道連盟に通報をして下さい。不利な立場に追い込んだり、個人を特定しその情報を公表するようなことは絶対にいたしません。相談先・通報先を以下に記載しましたが、対応・判断に迷う場合は、お電話で全柔連（倫理推進室）にご相談下さい。（代表：03-3818-4199）

●都道府県柔道連盟

各連盟の「コンプライアンス担当」にご相談下さい。

●全日本柔道連盟「柔道目安箱」

対象者：どなたでも。 受付方法：封書またはメール。
全日本柔道連盟ホームページ（<http://www.judo.or.jp>）に掲載されている「**投稿フォーム**」にご記入の上、ご送付下さい。（ホームページ内で、「柔道目安箱」等で検索できます。）

- 郵送先：〒112-0003 東京都文京区春日1-16-30 全日本柔道連盟 倫理推進室「柔道目安箱」係
- メール送付先：rinri@judo.or.jp

●全日本柔道連盟「内部通報制度（コンプライアンスホットライン）」

対象者：全柔連登録会員のみ。
受付方法：封書または電子メール。
全日本柔道連盟ホームページ掲載の「**受付票**」（「内部通報制度」等で検索）にご記入の上、ご送付下さい。
窓口を2ヶ所設けました。（メールの場合、窓口担当者からの返信を受信可能な状態にしてください。）

- 郵送先：〒105-0003 東京都港区西新橋1-21-8 弁護士ビル807号
あたらし橋法律事務所 赤堀文信弁護士気付 全日本柔道連盟コンプライアンスホットライン
- メール送付先：akahori@atarashibashi.com
- 郵送先：〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-4-2 新日石ビルディング9F
宏和法律事務所 山田奈美香弁護士気付 全日本柔道連盟コンプライアンスホットライン
- メール送付先：judo-n.yamada@kowa-law.com